

県外に住所のある方の更新手続き（経由申請）について、ご案内しています。

1. 申請の要件

県外に住所のある方は、当県の公安委員会を経由して更新の手続きができます（以下「経由申請」といいます）。

この経由申請を行うには、優良運転者の方（継続して運転免許を受けていた期間が5年以上あり、かつ、過去5年間無事故無違反の方）であることと、誕生日の1か月前から誕生日までの間に手続きをすることが必要です。

誕生日が土曜日、日曜日、祝・休日、12月29日から1月3日までの間の有効期間の延長はありません。

運転免許証を無くされた方、免許停止中の方、運転免許証の記載内容に変更のある方、視力、聴力以外の身体の状態による条件変更のある方は、申請できません。

2. 申請に必要な書類等

- 運転免許証
- 運転免許証更新連絡書
- 写真1枚（申請6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、大きさ縦3cm×横2.4cmに限る）
- 更新手数料（2,550円分の住所地の県収入証紙又は手数料納入済通知書）
詳しくは、住所地の県警ホームページ等で確認してください。
- 経由手数料 550円
- 講習手数料（当県で受講される方） 500円
- 講習受講申請書（当県で受講される方、申請場所にあります）
- 次の講習の終了証明書
 - ・ 高齢者講習を受けられた方（事前に受講されていないと更新申請できません）
70歳以上の方は「高齢者講習終了書」若しくは「運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）終了証明書」
75歳以上の方は「高齢者講習終了書」若しくは、「運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）終了証明書」、「認知機能検査結果通知書」、「運転技能検査受検結果証明書（該当の方のみ）」
 - ・ 特定任意講習を受けられた方「特定任意講習終了証明書」
- その他

経由申請による運転免許証は、持参された写真で作成されます。

郵送交付に関しては、（財）島根県交通安全協会0852-36-6338へお尋ねください。

3. 経由申請ができる場所・受付時間等

受付場所	運転者区分	受付曜日・時間
運転免許センター （松江市打出町） （木・金曜の午後、土曜、月～金曜の祝・休日、12月29日～1月3日はできません）	優良	月～水曜日 8:30～9:30, 13:00～14:00 木・金曜日 8:30～9:30（午前のみ） 日曜日 8:15～9:30, 13:00～14:00
	高齢者	月～水曜日、日曜日 9:30～11:00, 14:00～15:00 木・金曜日 9:30～11:00（午前のみ）
西部運転免許センター （浜田市竹迫町） （土曜、月～金曜の祝・休日、12月29日～1月3日はできません）	優良	月～金曜日 8:30～9:30, 13:00～14:00 日曜日 8:15～9:30, 13:00～14:00
	高齢者	月～金曜日、日曜日 9:30～11:00, 14:00～15:00

◎免許証は住所地の公安委員会から後日交付となります。なお、郵送による交付の申請もできます。

◎更新時講習（優良）は当日に受講するか、申請後に住所地において受講することもできます。

◎高齢者講習の方は、事前に受講された「高齢者講習終了証明書」等を持参してください。

◎「特定任意講習」を申請前6か月以内に受けた方は、更新時講習（優良）は免除となります。